

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第51条ただし書
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第51条の規定の取扱いについて (昭和35年1月25日建設計発第29号) 産業廃棄物の処理施設等の取扱いについて (昭和47年12月8日住街発第90号) さいたま市建築基準法第51条ただし書許可取扱基準 (平成18年4月1日より運用、令和3年4月1日最終改正)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和3年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	150日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成20年4月1日最終改正
備 考		